

博物館資料論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 資料収集の方法の一つに寄託がある。寄託の意味を説明するとともに、①寄託の利点 ②寄託の欠点 ③寄託を受けるにあたって博物館が考慮すべき点、について600字以内で述べなさい。(25点)
2. 博物館法上という「博物館資料」の定義を述べなさい。その上で、その具体的な事例をあげて、その保管上の留意点について400字以内で説明しなさい。(25点)
3. 下記の①～⑦から5つの用語を選び、それぞれの意味や定義を簡潔な文書にまとめて説明しなさい。(各5点)(6つ以上選んで解答した時はすべて0点とする。)
 - ① 資料台帳
 - ② 原資料
 - ③ ワシントン条約
 - ④ 資料の特別利用
 - ⑤ 卦算 (けさん)
 - ⑥ 卷子
 - ⑦ トラックヤード
4. 次の文章の①～⑤の()に該当する用語を、下のア～ウの中からそれぞれ選択しなさい。解答欄にはその記号を記しなさい。(各5点)

(A) 各博物館の管理機関は、収蔵品の取得、保持、利用に関する文書化された収蔵品の(①)を採択し、公表すべきである。(①)は、カタログ化、保存、展示されない資料の位置を明確にすべきである。

- (B) 取得しようとする博物館が (②) を保有できることを納得しない限り、品物あるいは資料を購入、寄贈、貸与、遺贈または交換によって取得すべきでない。ある国における法にかなった所有権が、必ずしも (②) とはかぎらない。
- (C) 遺骸および (③) な意義を持つ資料は、安全に所蔵されかつ敬意のこもった保管が可能な場合のみ取得されるべきである。これは専門職業上の基準に則り、かつ知られている場合にはそれらのものの由来する地域社会あるいは、民族的もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で達成されなければならない。
- (D) 博物館は、地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に (④)、して、収集、販売、もしくはそのほかの方法で移転された生物学的もしくは地学的資料を取得すべきではない。
- (E) 収蔵品が生きている (⑤) または動物標本を含むときはそれらが由来する自然のおよび社会的環境、および地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に特別の配慮をするべきである。

(『ICOM 職業倫理規程』より)

- | | | | |
|---|----------|----------|----------|
| ① | ア. 方針 | イ. 目的 | ウ. 役割 |
| ② | ア. 有効な判断 | イ. 有効な責務 | ウ. 有効な権利 |
| ③ | ア. 文化的 | イ. 神聖 | ウ. 自然 |
| ④ | ア. 遵守 | イ. 違反 | ウ. 反抗 |
| ⑤ | ア. 魚類 | イ. 植物 | ウ. 昆虫 |